

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年3月6日（平成29年（行情）諮問第77号）

答申日：平成29年7月5日（平成29年度（行情）答申第135号）

事件名：特定市立中学校生徒の自殺に関する文書（特定市教育委員会から入手した文書）（平成27年度）の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定市立中学校生徒の自殺に関する文書（特定市教育委員会から入手した文書）（平成27年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月15日付け27受文科初第2707号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立ての趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）異議申立ての理由

個人の権利利益を侵害しない。

存否を明らかにして、公開・非公開の処分をすることができる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てに係る行政文書について

本件異議申立てに係る行政文書は、「特定市立中学校生徒の自殺に関する文書（特定市教育委員会から入手した文書）（平成27年度）」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、その存否を答えることにより、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害す

るおそれがあるもの（法5条1号）を明らかにすることとなるため、法8条の規定に基づき、不開示としたところ、異議申立人から、原処分取消しを求める旨の異議申立てがされたところである。

2 法8条該当性について

一般的に、特定地域、特定期間、特定の学校種に限った場合、児童生徒の死亡は極めてまれな事案であり、その中には死亡の原因が明らかになっていない場合もある。当該行政文書の存否を明らかにした結果、当該地域（特定市）において平成27年4月から平成28年3月までに自殺した中学生が存在するか否かが明らかになる。仮に、当該地域に死亡した児童生徒が1名であった場合、自殺によって死亡したか否かが明らかになってしまう。その結果、死因という遺族をはじめとする個人のプライバシーに深く関わる情報が知られることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号の「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する不開示情報を開示することになるため、法8条に該当する。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、法8条に該当するため、原処分の決定を行ったところであり、異議申立人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成29年3月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月13日 | 審議 |
| ④ | 同年7月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで法5条1号により不開示とすべき情報を開示することになるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）により、一般的に、特定地域、特定期間、特定の学校種に限った場合、児童生徒の死亡は極めてまれ

な事案であり、当該行政文書の存否を明らかにした結果、当該地域（特定市）において平成27年4月から平成28年3月までに自殺した中学生が存在するか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになり、仮に、当該地域に死亡した児童生徒が1名であった場合、自殺によって死亡したか否かが明らかになってしまうと主張する。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、特定地域、特定期間、特定の学校種に限った場合、児童生徒の死亡は極めてまれな事案であると説明する根拠等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 政府が実施している人口動態調査の結果である人口動態統計（確定数）により平成27年度の児童生徒の死亡者数を確認したところ、5歳から9歳の死亡数は452人、10歳から14歳の死亡数は470人、15歳から19歳の死亡数は1,220人となっている。日本全国の市町村数が1,718市町村（平成29年5月現在）であることから、児童生徒の死亡について、特定地域、特定期間、特定の学校種に限った場合は、極めてまれな事案である。

イ なお、児童生徒の暴力行為、いじめ及び自殺等の実態を把握するため、例年、文部科学省から各都道府県教育委員会等に対し、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について（依頼）」にて、調査を行っており、文部科学省では、この調査結果を取りまとめ、当該調査結果の概要を公表している。児童生徒の自殺の状況については、年度単位の学校種（小学生・中学生・高校生）ごとの自殺総数を公表しており、平成27年度の国公立の中学生の自殺総数については、56人となっている。その内訳として、公立中学生における自殺数や地域ごとの人数については、当該公表資料において明らかとなっていない。

(2) 諮問庁は、上記(1)アで説明するとおり、日本全国の市町村数に対して、児童生徒の死亡数の割合が低いため、特定地域、特定期間、特定の学校種に限った場合、児童生徒の死亡は極めてまれな事案であると説明する。しかしながら、日本全国の市町村に居住している児童生徒数にばらつきがあることから、その市町村ごとの児童生徒の死亡数も同様にばらつきがあることも考えられ、この説明のみをもって、政令指定都市である特定市における市立中学校生徒の死亡が極めてまれな事案であることは認め難い。

そこで、当審査会事務局職員をして特定市及び特定都道府県（特定市が所在）のホームページ等を確認させたところ、平成27年度の特定都道府県の年齢別（5歳刻み）の死亡数データが公表されており、それに

よると、特定市に限定した死亡数データはないものの、特定都道府県の年齢別の死亡数データから、特定市の中学校生徒の死亡がそれほどまれな事案であるとは認め難い。

また、当審査会事務局職員をして確認させたところ、そもそも、異議申立人が開示を求める特定市の市立中学校数は相当数に上ることが認められ、本件のように学校名を名指ししていない開示請求の場合、上記の公表されている5歳刻みの年齢別死亡数データも併せ検討すると、本件存否情報を公にしたとしても、自殺した児童生徒が特定される又は特定されるおそれがあるとは認められない。

- (3) 以上のとおり、本件存否情報は、児童生徒（個人）に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することはできないので、法5条1号本文前段の不開示情報には該当せず、また、本件存否情報は、具体的な内容を含むものではないから、これを公にしても、児童生徒が特定され、当該児童生徒の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、同号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものにも該当しない。

したがって、本件存否情報は、法5条1号に該当しないので、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司